

## 公立大学法人広島市立大学危機管理規程

平成22年4月1日  
規程第26号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 危機管理の組織（第4条・第5条）
- 第3章 平常時における危機管理（第6条）
- 第4章 緊急時における危機管理（第7条—第13条）
- 第5章 雜則（第14条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）において、法人職員、法人の設置する広島市立大学（以下「大学」という。）の学生及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、大学の社会的な責任を果たすことを目的とする。

##### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 地震、災害、テロ、重篤な感染症等の発生その他の重大な事件又は事故により、法人の職員又は大学の学生等（以下「職員等」という。）の生命若しくは身体又は法人の組織、財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれのある緊急な事象及び状態をいう。
  - (2) 危機管理 想定される危機に対する体制及び対応策を検討し、措置を講じるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握及び分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
  - (3) リスク 経済的損失、人々の被る苦痛を含む損失又は法人の組織がその目標を達成することを妨げるおそれのある事象の潜在的可能性をいう。
  - (4) 部局等 学部、研究科、広島平和研究所及び事務局並びに附属施設・センターをいう。
- （危機の範囲）

第3条 危機の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 地震等の災害による建物の滅失、麻疹等の感染症、テロ、暴動その他教育研究活動等の法人運営に重大な支障が生じるリスクによるもの
- (2) 教育研究活動中の事故又は怪我、傷害事件、暴力行為、人権侵害その他職員等の安全に対するリスクによるもの
- (3) 損害賠償を伴う事件及び事故、取引金融機関の破たん、資金運用の失敗、横領その他法人の資産に対する財務的リスクによるもの
- (4) 情報漏えい（情報セキュリティ）、ハラスメント、法令違反、入試ミス、環境汚染、大麻等の薬物使用その他法人の社会的信頼を損なうリスクによるもの
- (5) コンピューターシステム障害、盗難、建物・器物の損壊その他資産管理上のリスクによるもの

## 第2章 危機管理の組織

（理事長等の責務）

第4条 理事長は、法人における危機管理を統括する責任者として、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 法人経営担当理事は、理事長を補佐し、危機管理体制の充実を図るとともに、大学に起因する危機により、職員等に被害が及ぶことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 部局等の長は、当該部局等における危機管理の責任者として、法人全体の危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局等の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 法人の職員は、常に危機管理意識をもって職務の遂行に当たらなければならない。

（危機管理委員会）

第5条 理事長は、法人における危機管理に必要な事項を審議するため、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第1号）第12条の規定に基づき危機管理委員会を設置する。

- 2 危機管理委員会に関し必要な事項は、公立大学法人広島市立大学危機管理委員会規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第14号）で定める。

## 第3章 平常時における危機管理

第6条 理事長は、平常時より、危機管理を統括するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 法人経営担当理事は、危機管理対策の企画・立案及び実施並びに危機管理体制の整備・点検等に努めるものとする。
- 3 部局等の長は、部局等に係る日常的な危機管理の充実に努めなければならない。

#### 第4章 緊急時における危機管理

##### (危機に関する通報等)

第7条 職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生のおそれがある場合は、直ちに当該部局等の長に速やかに通報しなければならない。

- 2 部局等の長は、前項の通報を受けた場合又は自ら危機に係る事象を察知した場合は、直ちに当該危機の状況を確認し、その状況を理事長及び法人経営担当理事に報告するとともに、対処方針を協議しなければならない。

##### (危機対策会議)

第8条 理事長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、法人全体に危機対策を講ずる必要があると認めるときは、危機対策会議を開催するものとする。

- 2 危機対策会議の構成は、次のとおりとする。

- (1) 議長は、理事長をもって充て、危機対策会議を統括する。
- (2) 副議長は、法人経営担当理事をもって充て、議長を補佐する。
- (3) 委員は、法人経営担当理事以外の理事、学部長及び広島平和研究所長をもって充てる。

##### (危機対策本部)

第9条 理事長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、前条の危機対策会議の要請に基づき、危機対策本部を設置するものとする。ただし、危機対策会議を開催する時間的余裕がないときは、速やかに危機対策本部を設置することができる。

- 2 危機対策本部の構成は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は、理事長をもって充て、危機対策本部の業務を統括する。
- (2) 副本部長は、法人経営担当理事をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員は、法人経営担当理事以外の理事をもって充てる。
- (4) 本部員には、必要に応じて関係する部局等の長を加えることができる。

- 3 危機対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、理事長があらかじめ定める。

- 4 危機対策本部は、本部長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(危機対策本部の権限)

- 第10条 危機対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。
- 2 職員は、危機対策本部の指示に従わなければならない。
  - 3 危機対策本部は、その事案の処理に当たり、緊急を要する場合には、理事会、経営協議会及び教育研究評議会（以下「理事会等」という。）の審議を含め法人及び大学の規程等により必要とされる手続の全部又は一部を省略することができる。
  - 4 前項の場合において、危機対策本部は、事案の対処の終了後に理事会等に報告しなければならない。

(危機対策本部の業務)

- 第11条 危機対策本部は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 危機に係る情報の収集、調査及び分析に関すること。
- (2) 危機に係る必要な対策の決定及び実施に関すること。
- (3) 危機に係る職員等への情報提供に関すること。
- (4) 危機に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 危機に係る報道機関への情報提供に関すること。
- (6) 部局等における危機対策本部との連携に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、危機への対応について必要な事項に関すること。

(部局等における危機対策部)

- 第12条 部局等の長は、当該部局等において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講じる必要があると判断するときは、当該部局等の危機対策部（以下「部局等対策部」という。）を設置し、その部長になるものとする。

- 2 部局等の長は、部局等対策部を設置したときは、遅滞なく理事長及び法人経営担当理事に報告するとともに、その内容及び対策方針並びに対策状況等について、隨時、報告するものとする。この場合において、理事長は、当該危機が法人全体に影響を及ぼすものと判断したときは、危機対策会議を開催し、危機への対応を行うものとする。
- 3 部局等の長は、当該部局等のみに係る危機であっても、全学的に対応すべきものと判断する場合は、理事長又は危機対策会議に申し出るものとする。
- 4 部局等対策部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、部局等の長があらかじめ定め、部局等の職員に周知しておくものとする。
- 5 部局等対策部は、部局等の長が危機の終息の宣言を行ったときに解散するものとする。

(緊急時の広報)

第13条 緊急時の広報は、危機発生の際、事実関係、対応内容・方針、今後の見通し等について、学内及び市民を含む関係者に広報し、被害拡大及び二次被害の防止に努めるものとする。

2 緊急時の広報は、報道機関への発表とホームページ等法人独自の手段とを併用して行うものとする。

## 第5章 雜則

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和6年6月28日から施行する。